

令和2年度第9回安塚区地域協議会次第

日時：令和2年12月25日（金）午後7時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報 告

(1) 「公の施設の適正配置計画」策定に係る検証結果について

資料 No. 1

(2) 地域協議会会長会議について

資料 No. 2

4 協 議

(1) 自主的審議について

5 その他

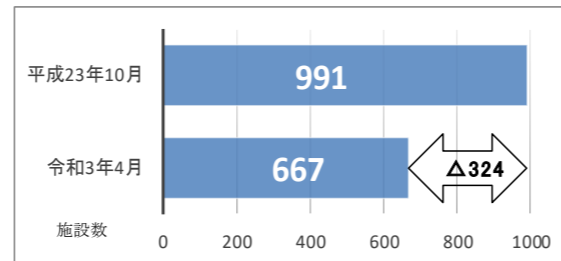
(1) 次回開催 令和 年 月 日（ ）午後 時 開会

6 閉 会

＜これまでの公の施設の適正配置の取組＞

1 公の施設数の推移

平成17年1月の市町村合併後、公の施設の適正配置の取組を進め、平成23年10月時点における施設数は991施設、令和3年4月1日時点には、667施設に減少する見込みです。



2 これまでの取組の概要

期間	計画名称等	内容・取組結果												
平成20年度～23年度(4年間)	第1次公の施設の統廃合計画(平成20年3月策定)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価基準：費用対効果、利用状況、老朽化 ○実施方法：第1次、第2次に分け実施 ○取組結果：検討対象：998施設、廃止：23施設(新規等16施設) 												
平成24年度～26年度(3年間)	第2次公の施設の再配置計画(平成23年10月策定)	<ul style="list-style-type: none"> ●目標 約1,000ある公の施設のうち、概ね1割の施設が再配置(統廃合等)されている状態 ○評価基準 ①安全・安心、②市民ニーズ、③機能集約、④収支・コスト ○取組手法 ・評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、関係する地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定する。 ・評価の結果にかかわらず、民間等へ譲渡が可能な施設については、譲渡を進める。 ○取組結果 対象施設：991施設 再配置の実施設数：195施設(新規等23施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>59</td> <td>12</td> <td>124</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	計	廃止施設数	59	12	124	195		
	H24	H25	H26	計										
廃止施設数	59	12	124	195										
平成27年度～30年度(4年間)	第3次公の施設の再配置計画(平成27年2月策定)	<ul style="list-style-type: none"> ●目標 約820の公の施設について、概ね1割の施設が再配置されている状態 ○検討の手順 ①用途や施設カテゴリーに応じて検討の区分を設定 ②具体的な検討を行う施設カテゴリーを設定 ③公共関与の必要性を検証 ④配置バランスを検討(圏域別の配置を検討) ⑤施設の評価を実施 ⑥対応方向等の取りまとめ ○取組手法 ・上記検討の手順により再配置対象施設を決定し、関係する地域協議会や地域との合意形成を図った上で、公の施設として「廃止」し、廃止後の取扱いを別途決定する。 ・検討結果にかかわらず、大規模改修が発生した場合や老朽化により危険性が確認された場合は、優先的に廃止する。 ○取組結果 対象施設：819施設 廃止施設数：90施設(新規等13施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>51</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	計	廃止施設数	51	23	8	8	90
	H27	H28	H29	H30	計									
廃止施設数	51	23	8	8	90									
令和元年度～2年度	公共施設等総合管理計画の取組方針に基づき、第3次計画を継承し、取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○国の要請により平成28年2月に策定した公共施設等総合管理計画の取組方針に基づき、第3次計画を継承し、取組を実施する。 ○第4次計画は、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として位置付け、利用者など関係者との協議を重ねた上で、策定する。 ○取組結果(見込み)(新規等8施設、条例整理△55施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2(見込)</th> <th>計(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>		R1	R2(見込)	計(見込)	廃止施設数	13	15	28				
	R1	R2(見込)	計(見込)											
廃止施設数	13	15	28											

【各計画と時系列の整理】

計画名称	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3～R12	
公共施設等総合管理計画(基本方針)									
第3次公の施設の再配置計画 第4次公の施設の適正配置計画									
		第3次再配置計画			取組継続		第4次適正配置計画		

3 第3次計画以降の取組の検証及び第4次計画への反映

第3次計画以降の取組の検証(平成27年度～令和2年度)	第4次計画への検証結果の反映
<p>適正配置の取組を継続的に進め、第3次計画以降、103施設を廃止し、令和2年4月1日現在、731施設となっている。 本取組により累計で約15.6億円*(H27～R1年度の取組分)の維持管理経費等の削減を図ることができた。 第3次計画では、利用者数の減少や老朽化が著しい体育施設、利用実態を踏まえた公民館分館の廃止などを進めてきたが、以下については適正配置の取組が困難であった。 現在、コロナ禍により指定管理施設においては、減収補填を行うなど財政負担が生じている。</p> <p>【施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯学習センター等は、町内会の集会施設としての利用に限定されるものの施設規模が大きく、維持管理経費の負担が大きいため、譲渡を進めることができなかった。 温浴施設は、地域振興の観点から重要な役割を担っており、地域の象徴的な施設であるとの認識の下、地域等との適正配置の協議を進めることができなかった。 加えて、近年、民間譲渡を含めた活用を検討してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、民間譲渡を進めることが困難な状況にあるほか、感染症に伴う緊急事態宣言による休館や利用者数の大幅な減少などにより、収支が悪化している。 児童館等は、福祉等の観点を踏まえ各施策との整合性を図りながら適正配置を検討したものの、具体的な取組方向を決定することができなかった。 <p>【地域住民との協議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者等の関係者からの意見聴取が不十分なまま、計画を策定したため、計画策定後、関係者との協議を進める中で、過去の設置経緯や地域の実情などにより、一部の施設は、適正配置を進めることができなかった。 <p>【計画名称】</p> <ol style="list-style-type: none"> これまで、計画の名称を「再配置計画」としてきたが、市民から具体的な取組内容をイメージしづらいとの意見があった。 <p>*適正配置に伴う削減額(効果額)には、除却費や譲渡に伴う改修費用等の経費は含まない。</p> <p>○施設管理上の課題 ・既に廃止された施設で、活用や除却されない施設が多くあり、管理経費の負担継続や住民感情の悪化が懸念される。</p>	<p>【施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の規模が大きく町内会等への譲渡が困難な施設は、地域の実情を踏まえ、貸付や代替施設の利用、維持管理経費の負担の在り方を含め協議を進める。 温浴施設は、現時点で具体的な方向性を判断することは難しいことから、地域住民に対して、これら現状を提示し、協議を継続する。本計画策定時は、当該施設の方向性を「引き続き協議」とし、協議を踏まえた方針決定の後、本計画へ掲載する。 児童館等は、第4次計画において検討対象施設として位置付け、施設ごとの取組方向を定める。 <p>【地域住民との協議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係者や地域協議会に対して、あらかじめ施設の現状や取組の必要性、取組方針等を示しながら、理解を得られるよう説明を尽くした上で、計画に掲載し取組を推進する。 <p>【計画名称】</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画名称を「再配置計画」から「適正配置計画」に変更する。 <p>○対応 ・未利用の建物土地の活用推進、除却の推進</p>

令和 3 年度地域活動支援事業について（案）

※令和 3 年度の地域活動支援事業の概要は、令和 2 年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 3 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2 月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。